

# 中小企業支援に係る地域活性化起業人（企業派遣型）派遣募集要項

## 1 募集概要

仙台市（以下「本市」という。）では、総務省が創設した「地域活性化起業人制度（企業派遣型）」を活用し、市内中小企業の支援を充実させるため、専門的な知見やネットワークを有する民間企業から人材を募集する。

人材を派遣する企業の選定後、本市と派遣元企業との間で、派遣期間中の取り扱いに関する基本的事項について協定を締結する。協定締結後、派遣元企業は社員を本市へ派遣し、派遣される社員（以下「派遣社員」という。）は中小企業支援に関わる業務に従事する。

## 2 業務内容

派遣社員は、（仮称）「中小企業支援ディレクター」として、以下の中小企業支援業務（企業への伴走支援、新規企画提案等）のうち、（1）を必須とし、加えて応募者が選択した1項目以上（合計2項目以上）を中心として、市と協議のうえ定める業務を行うものとする。以下は業務内容の例示である。

### 【必須項目】

- （1）地域企業の規模拡大・成長支援

### 【選択項目】

- （2）地域企業の人材確保・人材育成に係る支援
- （3）地域企業のBCP（事業継続計画）策定に係る支援
- （4）地域企業の販路開拓に係る支援
- （5）地域経済活性化に資する施策の検討
- （6）地域企業支援を推進するための財源確保（企業版ふるさと納税等）に向けた広報及び企業への働きかけ等に関する業務
- （7）その他地域企業支援に関する新規企画提案等

※最終的な業務内容は、応募者の提案内容および本市との協議により、協定締結時に確定する。

## 3 募集人数

1名（予定）

## 4 勤務地

月ごと半数以上の日数を仙台市役所経済局産業政策部中小企業支援課内または支援先企業等（いずれも仙台市内）で勤務すること

## 5 派遣期間

令和8年5月1日～令和9年3月31日

※令和8年5月1日からの派遣が困難な場合は、可能な限り早い時期で協議のうえ、派遣開始日を調整するものとする。また、派遣期間終了までに次年度の継続につ

いて協議を行い、最大で令和 11 年 3 月 31 日まで期間を延長できるものとする。  
なお、本派遣は単年度ごとの予算成立を条件とする。

## 6 派遣要件

次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

### (1) 派遣元企業に関する要件

- ①三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。
- ②宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。
- ③現在の主たる事業所所在市町村の市町村税の滞納がないこと。
- ④暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員、又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者がいないこと。
- ⑤令和 7 年度末時点で、地域活性化起業人制度により本市に連続して 3 年間派遣を行っていないこと。

### (2) 派遣社員に関する要件

- ①三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）であること。
- ②派遣元企業において入社後 3 か月以上の勤務歴があること。
- ③派遣の際、現に本市の区域内に勤務する者ではないこと。
- ④同時期に他の自治体で地域活性化起業人になっていないこと。
- ⑤「5 派遣期間」に示す期間において、継続して本市に派遣されることが可能である者であること。
- ⑥地方公務員法 16 条に規定する欠格事項に該当しない者であること。
- ⑦地方公務員法第 34 条（秘密を守る義務）等、服務に関する規定を遵守できること。

## 7 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままの在籍派遣とする。給与の支給等、社会保険、年次有給休暇の付与等は派遣元企業の規程に従うものとする。

## 8 就業条件

派遣期間中の派遣社員の勤務時間及び休憩時間については、本市の条例、規則等に従うものとする。

- ・勤務時間 原則 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩 1 時間を含む。）

## 9 費用負担

本市は、派遣社員の派遣、従事に要する費用として、年額 590 万円を上限に、派遣元企業に負担金を支払う。

負担金には、派遣社員の給与、社会保険料、旅費、その他派遣に必要な経費相当額を含む。派遣社員の給与、賞与及び諸手当は、派遣元企業の定める支給基準に従い、派遣元企業が派遣社員に直接支給するものとする。

なお、当該年度の派遣期間が 1 年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額（千円未満端数切捨て）とする。

具体的な金額及び支払方法は、派遣元企業と協議の上、協定書にて定める。

## 10 募集スケジュール

募集開始	令和 8 年 3 月 13 日（金）
質問受付期限	令和 8 年 3 月 23 日（月） 17 時
質問回答	令和 8 年 3 月 25 日（水）（予定）
応募申込期限	令和 8 年 4 月 6 日（月） 17 時
提案書提出期限	令和 8 年 4 月 15 日（水） 17 時
プレゼンテーション審査	令和 8 年 4 月 17 日（金）（予定）
選定結果通知	令和 8 年 4 月 20 日（月）（予定）
協定締結	令和 8 年 4 月中
派遣開始	令和 8 年 5 月 1 日（金）以降予定

## 11 募集方法

本募集は、仙台市公式ウェブサイトに加え、総務省が運営する「地域活性化起業人マッチングプラットフォーム」においても同時に公募情報を掲載し、広く応募を受け付けるものとする。応募手続は別紙「中小企業支援に係る地域活性化起業人（企業派遣型）派遣募集要領」に定める。

## 12 審査概要

提出された提案書に基づき、以下のとおり審査を行う。

### （1）プレゼンテーション審査

提案内容について説明（10 分）および質疑応答（15 分）を実施する。

### （2）審査基準

- ・趣旨の理解【5 点】
- ・企業の強み【20 点】
- ・実施体制【5 点】
- ・派遣人材【20 点】

### （3）結果通知

審査結果はメール等で通知する。

※応募者が多数の場合等は、プレゼンテーション審査に先立ち書類審査を実施することがある

## 16 協定の締結

派遣元企業決定後、派遣要件等について詳細な協議を行い、本市と派遣元企業で双方合意の上協定を締結し、派遣業務を開始することとする。

## 17 留意事項

地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度推進要綱」に定めるところによる。